

第五章 土民組織

既に述べた如く回々教の勃興は、爪哇及び霸權の確立せる諸島の他の地方に於ける印度教の主權の喪失と時を同じうしてゐる。印度教の影響は偉大であつたかも知れないが、萬有靈魂の思想は、假面の下にかくれて社會の凡ゆる階級に存続し回々教の如き一神教の教義は、信仰と生活の同化を齎すことに成功しなかつた。しかしこれは實は第一目的でもなければ究極の目的でもなく、なるべく迅速な方法で出来るだけ信者の數を増加しようといふのが主たる目的であつて、その宗教々育は時間の問題であつたのである。この種の布教方法は必然的に、回々教がその教義と律法を民衆に押付けるといふ現狀に適應したものでなければならなかつた。そこで豫言者の眞面目な信仰は、洗練された印度人の藝術作品には手を觸れずして、寧ろ彼等自身の創作物の中にそれを取入れたことは明かに看取される。しかしそれは何等新しい思想を引出したわけではなく、その模倣も、從來既にあつたものと比較して、美しさに於て遙かに劣つてゐたのである。殆んど間斷なき戰爭に終始した騷然たる十六世紀は、文化及び文學に對して何等貢獻するところはなかつた。

政治的方面においても、我々は舊態依然たるものを見るだけで、何等の革新もなかつた。恰もそれは印度人の建設した事業が、既存の礎石の上に建てられたのと同様であつた。この事實は爪哇中部に於いて明らかに見られるが、この島は地の利を占め、土饗豊かで人口稠密してゐたお蔭で、全世紀を通じて經濟的意味でも、政治的意味でも、諸島中最も重要な地位を占めてゐた。

十六世紀間に如何にして二つの重要な國が勃興したかに就いては、既に研究した——その二國とは、島の西部に於けるバンテン、中部及び東部のマタラムで、兩國の人は宛もベルギーのフランダース人とワルーン人とがちがふやうに、スンダ人と爪哇人とは人種的に相違してゐたのである。和蘭人が諸島に來た當時、バンテンは新興の國であつたが、一方、マタラムは以前のマジヤパヒト王國をそのまま引繼いだもので、その傳統を維持してゐた。四分の三世紀を過ぎると、この兩王國は、數千哩を隔てた地に設立され、事實上東洋にも僅かな兵力しか持つてゐなかつた東印度會社なる一會社の主權を認めざるを得ないやうになつたのである。

單なる商業的企業から植民地勢力へのこの急速な發展經過を説明するにあつて、單に征服慾の觀點からこれを見ることは當を得たものでなく、元來和蘭人もイギリス人も原則的には領土擴張については門外漢であつたのである。それにも拘らず征服者となつたのは、國內外の反對者に對する自己保存の必要の結果であり、又これに成功したのは、少くとも和蘭人に關する限り、第一に彼等の精神的並びに物質的準備が優れてゐた點から説明すべきではなく、デイがその名著「爪哇に於ける和蘭人」に於いて指摘せる如く、土民社會の内部組織によつて説明せらるべきである。前世紀後半以來、行政上に現れた變化は極めて重大であつたにも拘らず、さういつた内部組織は十七世紀に於けると同様、根本的には今日まで殘存してゐるのである。

この間の事情について一層正確な認識を得るためには、その當時の土人王國の構成に通曉することが必要で、この目的のためにはマタラム程役立つものはないのである。

すでに述べたやうに、この國は間もなく征服によつて其領土を擴大した。この王國の中心をなすものは王城地と爪哇語で「ネガラ」及び「ネガラ・アグン」と稱するその周圍を取巻く地方から成つてゐた。この地域の外は征服地區で、これは海岸地方に多く見られ、爪哇語で「パシシラン」と呼ばれて居り、「マンチャ・ネガラ」とは字義の上では國境を超えた國のことで最後に東端には「バンウエータン」とて、爪哇の東部地方といふ意味で、オランダ語では「オーストフーク」と云つた。この國は勝誇つた新宗教と古い宗教との間斷なき争鬪舞臺と化し、従つて國內の大部分は荒廢し果て、人口も稀薄であつた。

「ネガラ・アグン」は當時固有の國たるマタラム本土を包含して居り、その領土は現在の土人理事州にまで伸びて居り、前世紀の初めまでは、爪哇の庭園と言はれるケヅーにまで及んでゐた。

「マンチャ・ネガラ」は西部及び東部に國境を持ち、一方はバゲレン及びバンニューマス、他方はマヂウン及びケヂより成り、その他現在のスラバヤ及びレンバン州の南部にあるジャバン及びジバンなる小區域と、セマラ州のグロボガンを含むてゐた。

ブリアンガンの東部も少くとも大部分はマタラムに屬して居り、一方西ブリアンガンは獨立國のバンテン及びチレボンに占領されてゐた。しかしこゝに注目すべきは、ブリアンガンの土人理事達は廣範圍の自治權を有して居り、彼等の君主に對する義務は土地そのものに就いてと同様、全く重要なものではなく、また人口は極

めて稀薄で、依然として遊牧を好んでゐたといふことを忘れてはならない。

王は全王國の最高の君主であつたが、しかもマタラム本土のみがその直轄下にある有様で、征服地域は戦ひに勝つた王族の支配に任されその代表者はそれ／＼獨立の行動をしてゐた。従つて、彼等は事實上その領土の眞の支配者だつたのである。これ等の小土侯即ち「ペパチー」は「バンゲラン」といふ稱號を持つてゐて、土民の爲政者と本國に於ける權力者とを好んで比較したがる和蘭人は、この小土侯を土人理事と呼んでゐた。

「ペパチー」が權限外の行動に出るのを防ぐために、彼等は王の派遣した代表者の監視を受けてゐた。「ペパチー」もその從臣も共に地方の代表者で、これに隸屬する下級行政官吏は、その直接の上役が行政、財政、司法關係事項に就いて行使したと同様な權力を與へられてゐた。これに關してラフルズは次の如くいつてゐるが、それは大體に於て當を得た言葉である。「凡ての官吏は自分より以下の者に對しては無限の權力を持つてゐるが、彼自身は君主や大臣の氣紛れな意志に服従するのである」

また、デイのいふところによれば次の通りである。「官吏の他の一團が地方行政を擔當して居り、更に大勢の屬官を従へた二人の高官が、全地方官を統御し日々の報告を中央に提出するといふやうになつてゐた。他の官吏とは全然獨立した二人の徵稅役人がその上役から任命されて各町村に派遣された。統治組織が充分緊密ではなかつたかの如く、王國全體は幾つかの地區に分けられ、こゝには王家から派遣された多數の隱密が入りこんで、その地の狀況を監視し、必要に應じては何時如何なる場所にも入り得る權利を持つてゐた。彼等は最高位の王族をも調査し、事件の經緯に關して中央に報告しなければならなかつた。これ等の隱密が非常に恐れられ

憎まれてゐたについては理由がある。』とデイは續けてゐる。『全組織は明らかに唯一の目的を以て構成されてゐたのである。唯一の目的とは何事かを成さんとするのではなくして、何事か成されるのを防ぐといふことであつて、これは疑惑と恐怖から出發したものであつたのである』

これが以前海岸諸侯の領土であつた海岸地方に於ける行政組織であつたが、これ等海岸地方は東印諸島各地及び外地との殷賑な貿易により隆昌を極めてゐて、王國內では斷然最重要な地方となつてゐた。「マンチャ・ネガラ」は大して産物もなく、この地の土人理事は王廷の主君に年貢を納めるにあたり、その地の特殊産物を献上するだけで彼等の封建的義務を果してゐたのであつて、爾餘の點では、彼等は極めて高度の自治権を持ち、婉然獨立國であるかの如く振舞つてゐたのである。

王の直轄地である「ネガラ・アグン」に於いては、王はその王族や貴族や官吏に土地の所有を許し、その土地の産物は、その生活費に充當されてゐた。しかしこれ等の土地は依然として王の財産に屬し、その領主の死と共に再び王の許に回收されるもので、領主の子供がこれを繼いだ例も少くはなかつたが、原則的には世襲權がなかつたのである。領地の權限には、物品や勞役や現金で税金を徵集することも含まれてゐたが、現金といふものが非常に少かつたので現金で税を取るといふのは極めて限られた範圍でしかなかつた。従つて、かうした權利の行使は、住民の不法擄取問題を惹起することゝなつたのは明らかである。

「ネガラ・アグン」の貴族達は王城内に起居してゐて、普通一週に三回王が民衆の前に姿を現はす時には、必ずこれに敬意を拂ふために現れねばならなかつた。怠慢者は王の不興を招き、その結果は自分の地位は勿論生

命さへ危険に曝された。元來、かうした制度の目的なるものは、いふまでもなく、遁辭を避け大逆を防ぐための統治力の強化にあつたのである。凡ての貴族が規定以上の軍隊力を持つことを許されなかつた理由も、やはりかうした懸念があるためであつて、しかも王はその財政に應じて軍隊を持つてゐた。

王の補任にあたる者としては、宰相が居り、彼は「ベ・パチー・グラム」或は「ラデン・アヂパチ」或はオランダ語で "rijksbestierder" といふ稱號を持つて居り、首都に居住してゐる全官吏は國家及び任地の事務を見なければならなかつた。王と同様に、外廓地方の土人理事も「パチー」と呼ぶ大臣を持つてゐた。執行權を賦與され、實際に統治にあつたのは、かういつた官吏であつて、一二の優れた人物を除いては、大體に於て王や小土侯は單に木偶に過ぎず、彼等は後宮や狩獵會や饗宴等に浮身をやつしてゐたのであつた。しかし「パチー」は實務に當る人であり、國家の全行政機關の支柱となつてゐたのである。

既に述べた如く、行政上の職權は最高官吏からその配下へ、更に最下級の官吏へと、そのまゝ移管されて行つた。かうした權利を持つ者は絶対的服従と尊信を受け、巨利を博してゐたので、凡ての者がこの官職に就くことに一生懸命であつた。陰謀やその他の卑しむべき手段を弄したばかりか、犯罪までも犯して羨望的であるこの地位を獲得しようとした。モンテスキューは「權力を持てる者は、これを濫用し勝ちである」と云つたが、この地ほどこの言葉があて嵌るところはなかつた。職權は專斷的に行使され、時としては苛酷に過ぎるところもあつたのである。わけても王は腦裡に浮んだ氣まぐれを平氣でやり、それが如何に非難されるべき事柄であつても、彼が至上である限り、反對を受ける恐れもなかつたのであつた。こゝにその著しい例として、特にデ

イの名著から引用して見よう。外國の著作から引用することは、不公平であるとの疑惑を一掃するであらう。その著の十三頁目に次のやうな一節がある。『王城内に於ける凡ての事は、王個人の意のまゝに行はれた。貴族達は、たゞの一言で彼等を破滅に陥れることの出来る王の機嫌を損ねないやうに、戦々兢兢たる有様で、王の機嫌をとり結ぶ術を、日夜研究するといふ有様であつた。ある日、王が和蘭政府の代表ファン・ゴージェンの護衛兵を呼べと命令したことがあるが、この時特に誰といつて名指さなかつた。すると、忽ちにして二、三百人の貴族が、我こそ君命を果さんものと、六人の兵卒を呼びに行かたために、押し合ひへし合ひして飛び出して行つた。また或る時には、王がゴージェンの従者の一人を召した時、貴賤貧富を問はずパンゲランを除いて全王城の者が、彼の後を追ひ、案内役をつとめようとして、混雑のために息がつけな程だつた。王はさすがに笑つたが、いかにもその場の光景は滑稽で、まるで喜歌劇の一場面を思はせた。しかし、喜歌劇も本物の政府を舞臺として演ぜられれば、重大事件となるもので、瓜哇王城の凡ての出来事は概ね以上述べたやうな他愛のないものであつた。更に數頁後の方で、次のやうに書いてゐる。『かゝる制度の最も顯著なる缺點は、各部分に現はれてゐる絶對專制主義の傾向であつて、特にその傾向は大小諸侯の輩に於いて甚しかつた。』次に雜誌に書かれた記事から、次のやうな一節を抜萃してみよう。『諸侯は人民を統治するに當つて、絶對的に無制限な權力を揮ひ、彼等自身が課した法律以外には法律はなかつた。支配者の意志が働く時、所有といふ觀念は、例へて妻子の所有といふことさへ、土人には許されてゐなかつたのである』更に筆者はつゞけて云ふ。『凡ては唯一人の個人の性格如何に左右されてゐた。その結果、良い場合では、ファン・ゴージェンの記述中に記されてゐるやうに、

宮廷内には男は一人も泊ることを許されず、一萬人の女の中に唯一人寝たといふアグン（一六二一—一六四一）王のやうな氣紛れ者の犠牲になるのが人民であつた。多くの場合、瓜哇の支配者達は地位の力の爲に「狂君」となり果てた眞の極悪人であつたのである。アグンの後繼者たるアマンク・ラットは二萬人の人を殺して王座を繼承することを明らかにし、且つその治世中、少しでも疑ひのある者を片端から片付け、時には自から手を下しさへした。彼の妻の一人が死んだ時、自分の悲しみの相手をさせるために百人の女を餓死せしめ、次いで臣下の妻や娘を物色してその中から後繼者になるやうな美人を探し求めた。』筆者は註を加へて曰く。『支配者の中には、宮廷内に一軒の家を建て、その中で裸女と虎を闘はせて、これを見物して喜んだ者もある』更にクライヴの説を引用しよう。『現代の著述家のいふところに依れば、アマンク・ラットは、土民支配者の型として決して順當なものではなく、その放埒については和蘭人が眞の責任を負ふべきであるといふ。何故なら、若し外國人の權力によつて脅されてゐなかつたら、人民は當然彼を追ひ出してしまつてゐたであらうといふのである。この著述家は現代和蘭政府に見出した缺點を基礎として、稍々悲觀的な觀察を下してゐる嫌ひがあり、時としては、支配者の更迭によつて土民が利するところがあるかどうかとも疑ふといふやうな傾向を持つてゐる。彼の云ふやうに、悪い外國政府は良い土民政府より良くないといふことは事實である。そのいふところは認むべきであり、アマンク・ラットが極端な型であつたといふこともまた本當であらう。しかも、土民國の年代記を検討する時、良い支配者といふものは例外的存在で、最良の型の土人に取つても權力を濫用する誘惑は相當に強かつたし、まして後宮で育つた王にとつては更に強かつたといふ印象を受けるのである。良い支

配者も少しはあるにはあつたが、その勢力といふものは行政組織の缺陷のために無力に終つたのである。上述のやうな意見を表明したファン・クステレンの説に反對して、馬來人諸政府は度し難い惡の温床で、如何なる外國政府もこれより悪いといふことはないといふセント・ジョンの意見も一應傾聴すべきであらう。『彼等の無能が不法のものであるやうに、彼等の專政もまた殘忍なものであつた。彼等は當然没落すべき運命にある。彼等は驕慢にして悖德、壓制にして弱體、この兩極端を同時に備へてゐた』これ等兩極端の中間にセント・ジョンの意見に聽くべき點があるやうに思ふ』とデイはいつてゐる。

却説、こゝでは我々は本題に戻ることにしよう。既に述べた如く、パチーは萬事を處理する權力を持つ者であつた。土人理事の如き有力な土侯を背景として、彼がその職務に適し且つ巧く處理して行く氣持さへあれば、彼の地位は善政を敷くに好個なものであつた。然し若し主君が少數の嬖臣や官廷の徒黨の操る糸に躍らされてゐる様な場合になつたら、彼はかゝる惡勢力に對しては一般に無力であつた。後官に於ては、凡ゆる種類の隱謀や奸計が仕組まれ、高官は自分の目的を達するためには手段の如何を選ばなかつた。嫡子が繼承者たるべく父の生存中に決定されるのが習慣であつたにも拘らず、王位繼承は屢々隱謀の特殊原因となつた。コーラ經によつて許された四人の正妻は、自然自分の子が王位につくことを願ひ、妾でさへさういつた大望を抱くやうになつた。暗殺や毒殺はかゝる場合目的達成のための通例の手段であり、従つて皇太子が突然不可解な失踪をするといふやうなことは、決して珍しくはなかつた。同様な惡弊は、また國內紛争を惹起する場合も少なく、隣國に對して無法な戦ひを挑むやうなこともなつた。例へば、東部爪哇に於ける印度人に對して仕掛

けられた戦ひの如きは、不幸な國民にとつて極めて悲慘な結果となり、彼等は沈痛な諦めをもつて自分の宿命に耐えなければならぬのであつた。

若しパチーが王と縁つゞきの者である場合、一生涯職務に就いてゐたので、年をとり過ぎて老衰に陥り、自分の權力を保持出来ないやうな場合も尠くはなかつた。またパチーが餘り家筋のよくない貴族出身で、王の恩寵によつてかゝる高位につくといふやうなことも度々あつた。かゝる場合、彼は一生涯高い家柄の貴族の嫉妬と闘はねばならなかつた。任命にあたつて決定的なことは、高貴の出であるか王の寵愛を受けてゐなければならなかつたので、相互の嫉視は物凄く疑惑の耳を敬てたり不信を行ふといふやうな状態に陥るのが常であつた。官吏の組織は爲政者の缺點を矯正するといふところがなく、會ろ高位の人の機嫌をとるために種々な術策を弄して缺點を増長させるといふ風であつた。高官は王城内に住んで居り、その代表者が税金を正確に徴收して呉れさへすれば、それで十分満足してゐた。何人も人民の幸福に對して何等の注意も拂はず、民衆は生存に絶対に缺くべからざる物以外は凡てを奪はれてゐたので、働かうといふ氣力はなく、當然の結果として田畑は大部分省られないのであつた。窃盜や強盜はいかに嚴罰をもつて臨んでも日常茶飯事のこととして横行してゐた。高官自身がそれに加擔し、惡事を默認してゐる以上、如何ともすることが出来なかつたのである。家畜は市場で賣買されることになつてゐたが、これは出来るだけ強盜を避ける手段であつたのである。

世情が一般に不安で、關所や市場を設けて重税を課し、且つ道路不足のために、物資の輸送は水路によるか人畜の力によらねばならず、物資の交易は圓滑に行はれなかつた。かゝる惡條件の結果として一般住民の生活

は原始的な地方國家の水準以上に上ることは出来なかつたのである。道路不足は一方では收穫不良や戦争の慘禍のために或地方では饑饉と疾病の原因となり、他方これらの慘禍を受けてゐない地方では食物の過剰を來すといふ風であつた。更に一般人民から莫大な利潤を強制的に取立て、近接地方を惱ますといふ弊害にも陥り勝ちであつたのである。

前段に於て官吏組織に就いて概論したが、一般民衆の状態に關して検討してみよう。その大部分は農民階級から成つて居り、商人や職人は海岸都市に於てすら数が少かつたのである。元來瓜哇人は遊牧生活を送り、主として獵や漁によつて生計をたて、土地の地味が瘦せてゐてもその産物だけで十分だつた。しかし後に至り、廢地の耕作が始められるやうになつたが、それは極めて原始的な方法で、且つ土着の積りでなされたのではなく、一回か精々二回米の收穫を得るため、その後になると他の地へ移動して行つたのである。米作に適した土地とするために、藪は切り拂はれて焼かれ、且つ田畑が雨のために洗ひ

流されないための種々の手段が講ぜられた。かくて、部落民や家族團は出来るだけ洪水や野獸の襲撃を受けないうやうに、一般に丘上や山腹に居を定めたのである。灌溉を施してない土地に於ける耕作は、幼稚極まるもので、且つこれ等の土地は原始的の小道具しか使用しない浮浪の民にとつて好個の目標の地となつてゐた。しかしこれ等の土地の收穫は未灌溉の平地の收穫に比べて非常に少量ではあつたが、それでも簡易生活に慣れた人民の需要を満すには十分であつた。これは今日に及んでも尙且つ同じ方法が廣く行はれてゐる理由であり、人口稀薄の地では特にそれが目立つのであるが、「サ

ワ」(灌溉された水田)の擴張にあつて、勞力不足のために甚しい困難に當面するものも、この間の風習を物語るものである。併し前述の方法は重大な缺點を持つてゐて、鋏を燒拂ふために廣大な森林地帯を潰滅せしめることゝなる場合が多く、その惡結果としてこの種の消耗的で荒廢的な耕作を伴ふことゝなるのである。更に又、文明の發達はこの種の原始的方法によつて障害を受け、従つて灌溉水田の擴大に伴ひ、土人は從來の遊牧生活をやめて村落、土語の所謂「デサ」に集結するやうになつた。

「サワ」に於ける米作は印度人の來住以前から既に行はれてゐたことは一點の疑ひもない事實であるが、一般人民はこの種の方法に伴ふ筋肉労働を厭ひ、爲政者の強制によつて已むなく従事したことも亦事實である。この點、中部・東部瓜哇に於ける如く最も專制的な政府の治下にあつた地方では、「サワ」が發達し「デサ」が興つた所以であり、他の地方では、同島の西部に於けるが如くすつと遅れた所以である。更に、一般を訓練して行くためには、人民の強度な従順を必要とするのであつて、過去に於いては一世紀に亘る專政によつて辛くも到達し得られたのであつた。かゝる奴隸的服従の結果以前は人民の當然な世襲財産となつてゐたものが、即ち獨立した村落の支配權が、結局は全く失はれるやうになり、次いで漸次以前の獨立性を喪失してしまつた。

この權利は久しい間の慣習に根ざしてゐたものであつて、不毛の地を開墾した者は誰でも、勞働の成果に對する權利を彼自身並びにその子孫のために保有し、更に開墾された土地の所有は世襲權利であるといふ原則が尊重されることになつてゐたのである。移住部落の建設者は、その同胞から長とか村長とか「ベケル」として認められてゐた。原則としてこの役目は死後その肉親者の一人に移されることゝなつてゐて、若し終身役とし

て指名された場合には、選挙によつて後継者が定められた。村長の任命が或年限を限つてのみ有効であるといふやうな場合もあつて、時々この地位を充すために代りの者が選ばれるやうな例もあり、その場合、辭職した者は普通の村民として「デサ」に住むこととなるのである。一般村民はこの方法によつてその利益が最もよく守られると思ひ、古來の習慣に基いた規則の維持が、外部勢力の干渉を受けずに、完全に正當化されると考へてゐた。この權利に對する如何なる侵犯も、結果に於いて「デサ」の退去といふことになるので、さういつたことは殆んど起らなかつた。

しかし、原則として、村民の一部が「デサ」から移住することとなつたのは、人口過剰のためか仲間割れのためであつたが、時には流行病の猖獗のために「デサ」全體が移住したといふ例もあつた。かくて幾家族かは自選の長の許に集り、耕作に適した土地を求めて移住して行つたのである。

三世紀前には爪哇の人口は稀薄であつたので、土地といふものは如何に地味豊かであつてもこれを耕す勞働力があつて、初めて價値が生じたものである。従つて凡ての土人理事は、外來者がその領内に移住するやうに下であり、彼等の切開いた土地が領土となるやうになつた譯であるが、これを重んじなかつたのである。されば或る土人理事州の領内に他の土人理事領もあるといふことになり、かゝる移住地の權利に關しては土人理事相互の問題となつた。しかし、兩者は互に相依存してゐるので圓滿に解決し、移住者を呼び戻すやうな強制手段を取る譯に行かないことを了解したものである。

「デサ」は村民の小屋或は住宅及びそれに屬する土地から成つてゐた。土地の周圍には垣根が廻らされ、果樹や野菜が植ゑられてゐた。米田並びに共用の牧場や獵場は村落の周圍を圍んでゐたのである。元村と新移住地の聯繫は通常極めて緊密なもので政治的に一致してゐたが、その點は英領印度に於ける分村と同様であつた。しかし新「デサ」が完全に獨立してゐる場合もあり、昔から非難の餘地のない自治行政の權利を完全に保持してゐたのである。

「デサ」は謂はば共和政體國家を小型にしたやうなものであつたが、但し主權は當然これを認める一方、舊來の習慣の上に立つた市民權は村民の相互關係を規定して居り、特にそれは農業の分野に於て顯著であつた。中部瓜哇各地方に於いては、米田は通常村民の共有財産であつたが、スンダ諸島及びマヅラ人の多い東部瓜哇の大部分においては、それは原則として私有財産となつてゐた。私有財産といふのは、各村民は各自の能力によつて田地を割當てられ、その産物は個人の所得となるものであつて、公共財産とは村有の田地を共同借地人に適宜に分配するもので、土地の所有主は定期的に変更されたものである。家屋と敷地はいふ迄もなく私有であつたが、牧場や森林や獵場や漁場は孰れの場合にも共同に使用されてゐた。

個人の土地財産は世襲とはいひながら長い間に公共財産に變つて行つた例も度々あつた。かゝる場合「デサ」の義務、中でも第一に賦役の義務は、田地が共有財産である時よりも平等に村民の間に分けられるといふ單純な理由から、一般人民はこの制度を歓迎した。「耕作制度」の時代に爲政者が共有財産制度を強く固執した理由はこゝにあつたのであるが、「耕作制度」に關しては第二卷に於て取扱ふとして、こゝではこれが人民の重

荷となつた事だけを述べておく必要がある。其他に關しては、公有財産は古代の法律的制度の再現である。これを指示してゐる。この二様の土地保有の形式は明暗兩面を持つてゐるが、土地の私有財産制は地主をして絶えず自分の田地を改良せしめるやう刺戟する利點があり、これに反して公有財産制の方はこの利點は遙かに低下するのである。そこで過去七十年の間、政府は共有制を私有財産制に改めることに努力しつゞけたのだ。併し、一般人民に國內政務の處理を思ふまゝにさせる權利を保留しておくことが一定の原則となつてゐたので、人民に對しては些かの強制も加へる譯に行かなかつた。この改良は「デサ」關係の内部處理に急激な變化を必要とするであらうし、且つ、極端に保守的な人民は傳統的習慣から外れることを全く喜ばなかつたのである。

村長は公式に「デサ」の代表者であり、住民の租税支拂額を決定した。彼が「デサ」の爲に働く禮として、彼は耕作に適した土地とこれの耕作に必要な勞力を意のまゝにすることが出来た。彼を補佐する者には、村の長老や書記や一般村民があり、村民はマホメット教の教律に關する根本的知識を持つてゐて、土民の社會生活を高度に支配したのである。「デサ」は一種の自治團體を成してゐて、内部處理を自由に行ふことが出来、且つ租税を正しく支拂つてさへあれば、この目的のために自由に活動することを許されてゐた。村民の中には他よりも富裕になつたものも出て來て、貧民は富者から賃金を貰つて働くといふやうになつて來たが、階級の差別といふものはなく、「デサ」の行政制度は本質的にデモクラチックであつた。尤もその實行にあたり、地方役人の低級さのために弊害と非行を伴つたことは已むを得まい。

自分の田畑を持つた住民以外に、以前或る村長の命令に依つて開墾した土地の耕作にあつてゐる者を含む

「デサ」もあつた。かゝる村民は税金の代りに借地料を支拂ふべき主人の許にあつて働く農民の地位にあつたのである。それは單に形式の問題であつて、それは結局貧民壓迫といふ一事に歸し、國內行政に關しては或程度の自由「デサ」と呼ぶことも出来るのである。一方、合併された地方では、收穫の一部は主權の所有に歸し、官吏の給料として支拂はれたが、古くより耕作されてゐたマタラム本土では、事情は全く異つてゐた。他方、ネガラ、アグンの時代には自由「デサ」はなく、主權によつて土地財産を與へられた地主に倚つてゐたのである。かゝる采地の所有者は、生計を立てる方法として生涯非封建的な領地權を持つて居り、土地の譲渡や如何なる權力の行使の自由も與へられてゐなかつた。されば彼等の唯一の目的は可及的に自分の領地内から金を得ることであつたのである。國內行政や裁判の施行や警察支配に關する權利は、大臣に屬し、これが補佐には、村長たる「Lurah」や「Bekais」に至る上下の役人が當り、これ等の下級役人は領主と中央政府の代表者の二重の主人に仕へるやうになつてゐた。しかし王は、少くとも後期になると、財政上の權利を自からの爲に留保し、デイのいふ如く、これは「臣下の手に權力が集中するのを嫉視した中央政府としては、當然のことであつたかも知れない」のである。

租税は土地とその住民の能力を基準として定められたものではなく、通例巨額に上る主人の必要によつて規定されてゐた。當時の習慣によると、一般官吏は最下級官吏に至るまで、自分の上長の權利を行使し、村落の長は同時に税金の取立てに當つてゐたものである。かくの如く、自由「デサ」に於けるやうに一般村民の意志は尊重されず、收税の衝に當る課税評價人や會計方や代理人の自由に委せられてゐた。第一に取引を最大限度

に利用することが彼等の仕事であつて、村民の利害を検討することは全然顧られなかつた。彼自身が「デサ」に屬してゐたのであるから、與へられた権利を利用するための事態や奸策に明かつた。かゝる制度は悉く最悪の悪人となる機會を與へることとなり、一度この役目に就いた者は、最大の利益を搾取するために容謝もなく職權を濫用したのである。更に、采地は正式に登録してもなければ權限を限定してもゐなかつたので、二人若くはそれ以上の高官がそれぞれ同一土地に對して税を課するといふやうな例も一再ならず起り、人民の負擔はいよゝゝ加重して來た。かく、「デサ」は常に一人以上の長に苦しまされてゐたのである。「デサ」の長が十分に税を取立てないやうな時には、もつと巧緻な手腕を持つた村長にかへられるやうな場合も屢々起り、時としては「デサ」の長が年に二回も三回も變るやうな例もあつた。かうした權力の濫用を防ぐための法的手段は全然なかつたが、負擔の加重のために生存すら困難になつた時には、人民はもつと好條件に恵まれた土地を求めて「デサ」を退去するといふことになつた。さういつた離散が怖しいばかりに、官吏の貪婪は自制され、且つ自治の「デサ」を尊重することゝもなつたのである。しかしかうした方面の心配は杞憂に過ぎず、元來爪哇人は郷土を愛し、餘程のことがない限りその地を棄るまでにはならなかつた。

爪哇住民の大部分を占めるこれ等非特權階級の政治的、經濟的狀態は、大體上述の如きであつた。彼等は全然政治的權利も與へられず、凡ゆる種類の重荷を負はされてゐて、最も苛酷極まる壓政の許に生活してゐた。或ひは或人がいふ様に、徒らに生存してゐたといつた方がよいかも分らない。王若くはその代表者が正しいと裁定した事だけが、正しいのであつて、さう裁定した方が自分達に好都合であるからさうしたまでであつた。

十七世紀の爪哇の國內情勢は、革命前のフランスの情勢を想起せしめる。即ち、當時の爪哇に於ては、實際には何等の權利も認められず徒らに壓倒的な重荷を負ふて勞働に従つてゐた民衆にとつて、凡てのことは特權階級の不平等な原則の上に立つてゐたのである。革命當時のフランスに於けるやうに、勞働階級は人口の大部分を占めて居たのであるが、しかしこれを細分すると、市民、職人及び農民の三階級に分れて居り、その大部分は農民であつて、職人や小賣商人の數は極めて少く、海岸都市に僅かにあつたのみであつた。更に中産階級に至つては、その數は寥寥たるものであつたのである。

フランスに於ては、特權階級即ち貴族及び僧侶の數は、全人口の約二・五パーセントであつたが、爪哇に於ける貴族の數は、一八〇二年の粗雑な調査によると、二二・五パーセントであつた。これに、數に於いては多數で、フランスの「ヴェルサイユ宮の大貴族」(grande noblesse de Versailles)の如く民衆に寄生しなかつた地方貴族 (la petite noblesse de province) の數を計算に入れると、比率は當然爪哇にとつて遙かに不利であつた。従つて、生産方面に携はる人民の悲惨な狀態は想像に餘るものがあり、彼等は遊樂にふける貴族の享樂的生活を保障しなければならなかつたのである。一七八九年五月、ナンシーの大僧正がルキ十六世に向つてい

つた言葉は、實に大膽極まるもので、次のやうにいつてゐる。

「陛下の御統治遊ばされる人民は、忍耐と云ふ事の、まぎれもない證據を與へたのであります。まさに殉教的人民でありまして、その生活たるや久しきにわたり、ひたすら、耐へ忍ぶことであつたのであります。」爪哇人の地位はこれよりも更に悪く、彼等は忍耐も焦慮も知らず昏々として睡りつゞけ、反抗の氣力さへ全く失

ひ果てゝゐるのであつた。

印度諸島の住民は大小無數の島に散在し、人種的な變化も多いが、根本的にはマレー・ポリネシアンの一種族にし屬てゐるのである。これは一般諸制度が極めて類似し、少くとも主權相に於いて類似してゐる理由を説明してゐる。久しきに亘る統治は爪哇に於ける如く人民の性格及び言語にまで足跡を留めるやうになり、而も古代制度は如何なる變化が起つても、全く消失することはなかつた。爪哇の西部、或ひは統治の期間が短くてその痕跡を残すまでに行かなかつた地方に於ては、人民の態度は他よりも自意識が強く、固有の制度がよく保存されてゐる。住民が暴政に遭はなかつたとか、奥地に逃避してそれを免れるのに成功したといふ地方では、この傾向は更に顯著なのである。例へば、メナンカバウ・マレー人の搖籃の地たるスマトラ中部では、國家統一が完成しない間、君主の力は民族關係や風習や道德に對して何等重大な影響を與へ得なかつた。更に、土語の「スク」なる部族の隔絶した生活は、久しい間「コタ」即ちその村落に於ける平和な生活を亂すことはなかつた。「コタ」の二つ以上が結合すると、「ネゲリ」と呼ばれるやうになる。一般に行はれてゐた母系制度即ち母權制度は、吾人の考へるやうな結婚を認めず、従つて一單位としての家族は存在しなかつた。夫と妻とは同居せずして、各自の家族と共に生活してゐて、時には四十乃至六十人に及ぶ大家族が一軒の一家屋の中に收容され、妻は子供を引取るのである。家長は「ベンダール」と呼ばれ、家族内の事務を悉く處理し、一方最古參家族の長が「ネゲリ」の共同利害に關する仲間同志の會合の指導に當つた。されば行政擔當者は家長の制であり

同時に民主主義的性質も帯びてゐて、家長の決定は選舉により、「バギンダ」「スタン」「ラジャ」等の大袈裟な稱號を持つてはゐるが、これは別に高い位を意味してゐた譯ではないのである。「ベンダール」は極めて尊敬されてゐるが、スマトラ人は奴隸的名譽に關しては無關心であり、唯その長上が尊敬に値するだけの行ひを示してゐる限り無條件にこれを尊敬する。家長は家族内の男三人の補助を受けるが、これ等の者も亦世襲の役目を持つてゐる。

「ネゲリ」は唯一の政治單位であつた。政府は國內に於ける權力を確立した後、これ等の複雑な諸村を合同して行政を單一化さうとしたが、爪哇の制度を故意に真似ることは、行政機關の貴族的形態を好まぬ一般人民に歓迎されてゐなかつた。各地方の長官は單に政府の代理人として考へられ、その命令は服従の義務があつた

が、特に尊敬を受けるでもなければ「ネゲリ」の内政に干渉することも許されなかつた。ランボン及びベンクレンに於ては王といふものは知られてゐず、且つ中部スマトラの南部に於ては印度王國が古くより存在してゐたが、これは諸島の他の部分でも同様であつて、こゝには爪哇人移住地が生長して國家をなしたところもあつた。しかし爪哇島以外に於ける小國は、大部分マレー人及アラビア人商人によつて創始されたもので、彼等は河口に居を定め、其處で關稅を徵收し、土着の住民を征服し、奥地に撤退せざる限りイسلام教に改宗せしめた。これはまた篡奪者の企圖に合致してゐたもので、彼は今や邪教徒を處置するとの美名にかくれて、重稅を課することが出來たのである。

諸島内の無數の國や小王國の政府の形式を記録することは、この著作書の埒外にある。絶對君主國から例へ

ばベンダに以前あつたやうな純粹共和國に至るまで、小國は千種萬別であつた。

道徳的優越力或は武器の力——後者の場合が多かつたが——によつて、土着の人民を統治して行かうとする時、権力は壓制的となり、かくて、より強力なものに屈伏せしめられぬやうにしたのであつた。

現在までの間、蘭領印度領の半分以上は自治を行つて居り、爪哇の面積の七パーセントは依然として小王國より成り、更に自治政權の數は夥しいのである。人口數百萬に達するものもあれば、歐洲の小村落にも劣るものもある。眞の東洋風な生活を送つてゐる王もあれば、その臣下中でも最も下級者と同じやうに貧しい生活をしてゐる者もある。しかし今は凡て政府の最高權力を認め、土地と人民の福祉のために必要であると考へられてゐた個人の權力に對する制限を甘んじて受けるやうになり、従つて絶對專制主義は所謂「啓蒙的專制政治」の方向に改變されて來た。これ等の諸制限に就いては、追つて第二卷に於いて詳述することゝして、此處では爪哇の諸王は專制的支配者であつたが、この島以外では原則的に人民の族長の多くを含む貴族の委員の補佐を受けてゐたといふ事實を述べて、特に讀者の注意を喚起しておくに留めておく。これ等の委員の勢力は時としては極めて強く、王はこれ等の同意なしには如何なる重要な處置も實行する力がなかつたのである。

しかし、大衆がこの制度によつて益されたと考へるのは早計であつて、元來貴族や族長は王自身よりも民衆から搾取する考へが少かつたといふ譯では決してなく、アチエの前制度に於いて明らかな如く、寧ろ王よりも甚しかつた場合も少くはないのである。南部セレベスに於けるやうに、西洋の封建制度を惹起せしめる如き政治組織を持つてゐたところでは、極めて好ましからぬ状態であつた。幾らかの領地上の義務を負はされてゐる

以外、家臣の地位は自主的であり、且つ彼等は順次に土地を貸してゐたので、寄生蟲的懶情者の數が非常に多くなつた。かくて誰も自分の労働の成果を保證されてゐなかつたので、進んで土地の耕作にあたる者もなく、その結果屢々食糧不足を來すことゝなつた。

一般自治政府の性質に關する特徴は、一八九〇年ファン・ハツセルト教授の筆により、最近までのリオ・リంగా諸島に於ける状態がよく描き出されてゐる。この著者は一八九三年から一八九六年まで上述の地方の駐劄官をしてゐた人で、判斷を下す十分の資格がある。彼の書より引用してみると——「土民は王や貴族の犠牲となつて、貧困や不法搾取の結果や國內失政のために、意氣沮喪してしまつた。王や貴族の大部分は一般人民を叱正する力や能力もなかつたのである。かくて所謂下層階級は、徒らに贅澤と放縱な生活を助長するのみでその報酬を何物を得ず、且つ當然の保護さへ得られないやうな王や族長や同族に對して、すつかり愛想をつかさうになつた。』

『非常に多數の貴族出身者がマレー半島から上述の諸島めがけて、或は個々に或は他の貴族を伴つて、移住して來た。これ等の人々及びその多數の子孫は、數代の間徐々に増加して來た人民にとつての災厄であつた。が、それは現在も同様であり、將來もさうであらうし、而もその程度は更に大きくなるものと思はれる。この状態は和蘭人が所謂自治政府の名の許に多年に亘つて存續して來た情勢を認めて助長せしめる限り繼續することとなるのである。』

『マレー人及びブギン人の王が不斷にこれ等の諸島に移住するやうになつた頃から、貴族出の子孫の數は恐る

べき程度にまで増加し、同時に彼等の傍若無人な専横な行爲と權力の濫用を伴ふやうになつて來た。これ等貴族出身者の忌しい缺點から判断して、彼等は二三の例外は別として、道徳的にも知的にも大衆より高度であつたとはいはず、且つ彼等の傳統的な悪徳を極めて露骨に現はしたのは、その贅澤な環境のためであつたといふ事實を看過出来なす。』

『土民政府に就いて語ることは馬鹿らしいことで、元來實權を握つてゐる人達は、人民を教化するとか、土地の繁榮を計るとかいふことは何一つ行つてゐない。それどころか、歳入は悉く王やその同族の贅澤な生活や快樂の費用のために費ひ果されてしまふのである……』

『人民に關して自治政府に課せられた義務に關する契約は、全くの死文化してゐた。サルタン及び貴族は一般民衆の福祉を増進し、公平なる政治を行ひ、農業・工業・海運及び通商を増進すべしといった條文は、實際には何等の役にも立つてゐない。若しこれと反對のことが規定してあつたら、命令は極めて正確に行はれてゐるといふことが出来るであらう……』

この酷評が現れてから約十年後、リオの王は廢止されたが、これは和蘭政府當局が契約を忠實に實行し得ないやうな自治政府に對して、斷乎たる自覺的態度を執るやうになつたためであつたのである。

今まで述べた地方政權の二つの型、即ち自治の村落社會及び自治の王國は、一般土民社會から發達した唯一の型であつた。従つて、それは土民社會固有の概念、即ち「アダト」と呼ばれる系統のない慣習法によつて、

統治されてゐたのである。「アダト」それ自身と同じやうに、上述の政治形態は常に變化する環境従つて變化したり、適應したりするといふやうなことはない。

既に述べた如く、村落社會は分離した小社會を形成してゐて、その住民は時には數百を算へ時には數千を算へることもあるが、近接村落の住民と提携することを好まず、異分子の侵入を禁じてはゐないまでも、これを混同することを喜ばないのである。

村長並びにその補佐役は村内の内政を見る——見なければならぬのであるが、補佐役は服従を強要する力を全く持つてゐなかつたのであるから、村民の誠實な協力を得て初めて役目を果すことが出来るのである。それ故彼は住民に與へられた権限内で、彼等と種々懇談して協力を得るやうに努力しなければならなかつた。村長はその近侍者と同様に無學であるから、何等の感化をも及ぼすことが出来ず、その結果、上層部からの命令に屈従する場合でなければ、又凡ての者が當然のこととして服従する時でなければ、改革等といふことは極めて遅々たる進展しか見せなかつた。かうした理由から、爪哇の「デサ」長は寧ろ中央政府の下層機關と見るべきで、公共利益を増進する者とはいへないのである。

爪哇以外でもこれは全く同様であつて、たゞ村長は所によつて全然異つた手段で選ばれたに過ぎない。これと同様なことが自治王國に關しても見られるのであつて、少くとも輪廓はよく類似してゐる。これ等王國もまたそれぞれ分離した領土を構成して、進歩せんとする意向を全然持つてゐないといふのが特徴である。村落といはず王國といはず、至る處情性によつて從來の形式を固執するばかりで、文化の發達を計るとか、交易を増

大するとか、外界との接觸を計るとかして、民衆を昏睡から喚び覺ましたり、自己發展の新しい方角を示すといふなことをする處は全くなかつたのである。従前の東洋人支配者は進んで、この社會改革問題を取上げて、大いに努力しようとはしなかつたし、東印度商社もやはり手をつけなかつた。東印度商社の財産を引繼いだ和蘭政府は、いろいろの障害があつたにせよ、自からこの方面に手を染めたのであるが、依然として惰性が繼續し、土民社會に於ける進歩は見るべきものがなかつたのである。到達し得た改革の凡ては、人民固有の特殊要求に依るものではなく、現存の制度には出來得る限り煩はされず、且つ住民の眞の利益を危殆に陥れないやうにして、目的を達成した爲政者の功績であつた。

本世紀初頭以來の教育上の發達に關する事項、特に民衆の興味を公共及び政府の事情に向けるために取つた大衆教化の組織や土民の見解を擴めるやうにした方法については、第二卷に於て取上げる價值があるものと信ずる。

第六章 東印度への初航海、聯合東印度會社の設立と十二年間休戦までの活動

第四章に於て一般の外國貿易及び特に和蘭の貿易に就いて検討を加へ、東印度への貿易に携つたポルトガル人から全然獨立しようとする傾向が次第に勃興した點について注意を喚起しておいた。

同一の目的を持つてゐた英國人は、全然異なる航路、即ち、ヨーロッパとアジアを経て北方へ向つて、印度に達しようとして、ポルトガル人も三度彼等の指導に従つたが、悉く失敗に歸した。東北航路は最近になつて漸く成功したが、通商路としては無利であることは、既に我々の先祖には十分に理解されてゐたのである。かくて南方航路を選ぶ外はなく、更にそれについてはポルトガルの據點ゴア及び、マラツカを避けねばならなかつたので、喜望峰をめつて、當時ポルトガルの支配の手の及ばなかつたスタンダ海峽へ直航する外はなかつた。この航路は既に確立してゐたもので、元來ポルトガル人並にスペイン人は共に、彼等の船や植民地に主としてオランダ人及び獨逸人等の外國人を利用するのが常で、ポルトガル人の仕事を見て來て多くの水夫及び兵士は歸國してから海外に於ける經驗を話したものである。かくしてオランダの商人達はスペイン人の例に倣つ

昭和十七年八月十二日 印刷
昭和十七年八月十五日 發行 (1,000部)

出文協承認 7 150319



日本出版文化協會
會員番號 一三二五四〇

蘭 印 史

◎ 定價金拾貳圓

譯者 南方調查會

發行者 和 田 利 彦
東京市日本橋區通三丁目八

印刷者 木 呂 子 斗 鬼 次
東京市日本橋區通三丁目八

印刷所 川 安 印 刷 所
東京市日本橋區通三丁目八

發行所 株式會社 春陽堂書店
東京市日本橋區通三丁目八

電話日本橋 四三・五一・四八四八
振替口座東京 一六一・四八四九
春陽堂書店大阪出張所
大阪市東區島町二丁目六
振替口座大阪 六一・六二四番
東京市神田區淡路町二丁目九

配給元 日本出版配給株式會社